

日本創作療法学会
認定クリエイティブ・セラピストおよび
認定正クリエイティブ・セラピスト規定

制定 2012年4月8日

施行 2012年4月8日

(目的)

第1条 この規定は、認定クリエイティブ・セラピストとして必要な最小限の基本的知識能力を提示し、および認定正クリエイティブ・セラピスト（以下「認定正クリエイティブ・セラピスト」という）として必要な最小限の専門的知識能力を提示し、認定クリエイティブ・セラピスト業務に従事する者または従事しようとする者、および認定正クリエイティブ・セラピスト業務に従事する者または従事しようとする者を対象に、それぞれの有資格者がそれぞれの取得資格のレベルにおいて対応できる業務範囲等を例示することにより、なお一層、適正に学会の定める認定事業を遂行し、不適応な社会生活に苦悩する依頼者個人およびその関係者への協力貢献や、広く一般市民の精神的・生活面の安定や発達・自己実現に協力貢献し、かつ社会全般の福祉増進に協力貢献できるようにすることを目的とする。

(認定クリエイティブ・セラピスト)

第2条 認定クリエイティブ・セラピストは、以下の各号に挙げる分野領域等において、依頼に応じ、あるいは自主的に、報酬を得て、または無報酬でクリエイティブ・セラピーを用いた業務を行う。

- 1 子どもたちの絵画教室等の、講師または助手。
- 2 地域の文化センター等におけるカルチャー教室の、講師または助手。
- 3 職場内サークル活動等の、講師または助手。
- 4 教育福祉施設等の活動における、講師または助手。
- 5 町会自治会シルバー会等の活動における、講師または助手。
- 6 認定正クリエイティブ・セラピストが担当する業務の助手。
- 7 前6項までの各項の企画策定。
- 8 その他、良心に基づいて、対応可能と思われる業務。

(認定正クリエイティブ・セラピスト)

第3条 認定正クリエイティブ・セラピストは、依頼に応じ、あるいは自主的に、報酬を得て、または無報酬で第2条に挙げた業務の他、以下の各号に挙げる業務を、クリエイティブ・セラピーを用いて行う。

- 1 依頼者への個人的心理療法としての業務。
- 2 依頼者への集団的心理療法としての業務。
- 3 認定クリエイティブ・セラピスト養成講座の主催。
- 4 認定クリエイティブ・セラピスト養成講座の講師担当。
- 5 認定クリエイティブ・セラピスト審査委員担当。

(学会と認定正クリエイティブ・セラピスト)

第4条 認定正クリエイティブ・セラピストは、理事長の依頼に応じて、講師報酬を得て、学会主催の認定クリエイティブ・セラピスト養成講座、研修講座の講師を担当できるものとする。

- 2 前項における講師報酬の額は、学会資格認定審査員および講師等の手当報酬規程に定めるものとする。

第5条 認定正クリエイティブ・セラピストは、理事長に申請し、許可を受け、学会との共催認定クリエイティブ・セラピスト養成講座、研修講座を開講し、運営することができるものとする。

- 2 前項における経費は、申請者と理事長との間で合意した割合により、おのこの負担し合うこととする。

第6条 認定正クリエイティブ・セラピストは、理事長に申請し、許可を受け、学会との協賛認定クリエイティブ・セラピスト養成講座、研修講座を開講し、運営できるものとする。

- 2 前項における経費は、申請者が全額を負うものとする。

第7条 認定正クリエイティブ・セラピストは、理事長に申請し、許可を受け、認定クリエイティブ・セラピスト養成講座、研修講座を主催開講できるものとする。

- 2 前項における経費は、申請者が全額を負うものとする。

第8条 認定正クリエイティブ・セラピストは、学会の会則をはじめとする諸規則に反しない限り、いつでもクリエイティブ・セラピーに関する講座、研修会を主催開催することができるものとする。

(学会と認定クリエイティブ・セラピスト)

第9条 認定クリエイティブ・セラピストは、理事長の許可を受け、いつでもクリエイティブ・セラピーに関する講座、研修会を主催開催することができるものとする。

(認定クリエイティブ・セラピストおよび認定正クリエイティブ・セラピストの義務)

第10条 認定クリエイティブ・セラピストおよび認定正クリエイティブ・セラピストは、常に自己の対応能力の把握に努め、対応能力の範囲内において業務を引き受けなければならない。

第11条 認定クリエイティブ・セラピストおよび認定正クリエイティブ・セラピストは、常に自己の能力の向上に努めなければならない。

第12条 認定クリエイティブ・セラピストおよび認定正クリエイティブ・セラピストは、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、認定クリエイティブ・セラピストまたは認定正クリエイティブ・セラピストでなくなっても、同様とする。

(補則)

- 第 13 条 本学会の認定養成講座は、大学において常勤講師以上の職に就いたことのある者が本学会認定クリエイティブ・セラピストおよび認定正クリエイティブ・セラピストの養成を目的として運営される講座に限り、理事長に申請し、許可を受けて行うことができるものとする。
- 2 理事長が前項の大学における常勤講師と同等の能力を認めた者も、認定クリエイティブ・セラピストおよび認定正クリエイティブ・セラピストの養成を目的として運営される講座に限り、理事長に申請し、許可を受けて行うことができるものとする。
 - 3 本学会が共催、認定する諸事業においても、理事長がその可否を決める際には第 1 項第 2 項の基準を適用するものとする。

日本創作療法学会 認定資格審査規程

認定クリエイティブ・セラピスト審査規程

制定 2012年4月8日

施行 2012年4月8日

(目的)

第1条 この規程は、認定クリエイティブ・セラピスト資格審査の制度や手続き方法を定め、認定クリエイティブ・セラピスト業務に従事する者または従事しようとする者を対象として、業務に必要な基礎的知識能力等の習熟度を審査判定し、適正に資格を授与することによって認定クリエイティブ・セラピスト資格取得者の社会的評価を確立し、もって学会会則並びに学会認定クリエイティブ・セラピストおよび認定正クリエイティブ・セラピスト規定において定める認定クリエイティブ・セラピストとしての認定事業を通して、広く一般市民の精神的な生活面の安定や発達・自己実現に協力貢献し、かつ社会全般の福祉増進に協力貢献することを目的とする。

(認定クリエイティブ・セラピスト審査)

第2条 認定クリエイティブ・セラピスト審査（以下「審査」という）は、認定クリエイティブ・セラピストとして必要な基礎的知識能力の習熟度を審査判定すること、および一般的な素養を有するかどうかを審査判定することを目的として、理事会審査研修委員会の定める審査基準に従って作品審査、記述審査、面接設問審査を行う。

- 2 作品審査は課題に従って申請者が自宅等で作成し持参提出した作品について、2名以上の審査委員による面接設問によって行う。提出された作品は、理由の如何に関わらず返却されないものとする。
- 3 記述審査は課題に関する記述を申請者に求め、理事会審査研修委員会で審査を行う。
- 4 面接設問審査は理事会審査研修委員会が提示した審査用作品を用い、2名以上の審査委員による面接設問によって行う。
- 5 審査委員は理事会審査研修委員会の定める基準に従って、申請者が資格認定された場合の社会的貢献への姿勢や認識、将来に渡る研修姿勢等についても設問審査を行う。

(認定クリエイティブ・セラピスト審査申請資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、認定クリエイティブ・セラピスト審査の申請資格を有するものとする。

- 1 以下のAおよびBの双方を履修した者。

A 心理療法、カウンセリング、色彩心理学および関連科目	合計30時間以上
B クリエイティブ・セラピー、投影法心理アセスメント、 クリエイティブ・セラピー事例検討および関連演習科目	合計60時間以上

2 前項に拘わらず、臨床心理士、日本カウンセリング学会認定カウンセラー、日本心理学会認定心理士、産業カウンセラーおよび大学・大学院において臨床心理学、カウンセリングなどを6単位以上履修した者、および理事会審査研修委員会においてそれらと同等とみなされた者は、上記Aを履修した者とみなす。

3 第2項における理事会審査研修委員会においてそれらと同等とみなされた者の範囲については、同委員会において基準を定めその細則を管理する。

(認定クリエイティブ・セラピスト推薦申請資格)

第4条 理事会審査研修委員会委員長を含む4名以上の同委員会委員により推薦された者は、推薦審査を申請することができる。推薦審査資格の要件については、同委員会において基準を定めその細則を管理する。

(審査の免除)

第5条 理事会審査研修委員会の推薦により認定される申請者については、第2条に定める作品審査、記述審査、面接設問審査の一部または全部を免除することができる。

2 前項により審査の一部または全部を免除する場合は、理事会審査研修委員会の定める基準に従い、同委員会委員長を含む4名以上の同委員会委員の同意を要件とする。

(審査の手続き)

第6条 審査を受けようとする者は、学会に対し、認定申請申込書に次項で定める審査料を添えて申し込まなければならない。

2 理事会審査研修委員会の推薦により審査を受けようとする者は、学会に対し、推薦認定申請申込書に次項で定める審査料を添えて申し込まなければならない。

3 審査料は、資格認定審査・登録料を含め、20,000円および消費税とする。

4 審査料には、1年以内に行われる1回の機会に限り認められる再資格認定審査料も含まれるものとする。

5 一旦納入された審査料は、理由の如何に関わらず返却されないものとする。

(審査の実施)

第7条 審査は、原則として毎年度2回以上、日本創作療法学会審査研修委員会が（以下、学会審査研修委員会という）が行う。

(理事会審査研修委員会)

第8条 審査の基準作成、細則制定、問題作成、執行管理および適否の評価判定は、理事会審査研修委員会が行う。

(審査の停止および認定の取り消し)

第9条 学会は、不正の手段により審査を受けようとし、若しくは受けた者に対して、その審査を受けることを停止し、または申請認定の取り消しを行うものとする。

2 前項の不正を行った者が、既に認定クリエイティブ・セラピスト証の交付を受けていた時は、学会は、速やかに返還させるものとする。

(認定通知および認定クリエイティブ・セラピストの称号の授与)

第10条 学会は、審査において「適」とされた者を認定クリエイティブ・セラピスト登録台帳に登録し、認定証の交付と共に、認定クリエイティブ・セラピストの称号を授与する。

2 認定証の有効期限および認定クリエイティブ・セラピストの称号の有効期限は、当該認定クリエイティブ・セラピストが学会の正会員である限りとする。

3 学会を一旦退会した者が再度認定クリエイティブ・セラピストとしての登録を申請する場合は、新たに審査申請申込書によって行うものとする。

(認定クリエイティブ・セラピストの責務)

第 11 条 認定クリエイティブ・セラピストは、認定クリエイティブ・セラピストとしての知識、能力の習熟を常に心がけ、積極的に講座・研修等に参加し、特に学会主催・共催または推薦講座には、3年の間に最低18時間以上の参加を目標に努めるものとする。

(認定クリエイティブ・セラピスト登録の取り消し)

第 12 条 学会は、認定クリエイティブ・セラピストが、犯罪行為その他認定クリエイティブ・セラピストとしてふさわしくない行為をした場合は、登録を取り消すことができる。

(秘密の保持)

第 13 条 この規程に定める審査の業務に携わる者は、その業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。

(雑則)

第 14 条 この規程に定める業務を行う必要がある時は、細則を定めることができる。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、2012年4月8日から施行し、2012年4月8日から適用する。

第 2 条 学会設立以前よりクリエイティブ・セラピーを業務としていた者、および研究・研修を続けていた者からの申請を対象とする2015年3月31日迄の特例認定期間中の資格認定審査は、第4条から第8条までの規程を援用する。

日本創作療法学会 認定資格審査規程

認定正クリエイティブ・セラピスト審査規程

制定 2012年4月8日

施行 2012年4月8日

(目的)

第1条 この規程は、認定正クリエイティブ・セラピスト（以下「認定正クリエイティブ・セラピスト」という）資格審査の制度や手続き方法を定め、認定正クリエイティブ・セラピスト業務に従事する者または従事しようとする者を対象として、業務に必要な専門的知識能力等の有無を審査判定し、適正に資格を授与することによって認定正クリエイティブ・セラピスト資格取得者の社会的評価を確立し、もって学会会則並びに学会認定クリエイティブ・セラピストおよび認定正クリエイティブ・セラピスト規定において定める認定正クリエイティブ・セラピストとしての認定事業を通して、不適応な社会生活に苦悩する依頼者個人およびその関係者への協力貢献のみならず、広く一般市民の精神的生活面の安定や発達・自己実現に協力貢献し、かつ社会全般の福祉増進に協力貢献することを目的とする。

(認定正クリエイティブ・セラピスト審査)

第2条 認定正クリエイティブ・セラピスト審査（以下「審査」という）は、認定正クリエイティブ・セラピストとして必要な専門的知識能力の有無を審査判定すること、および一般的な素養を有するかどうかを審査判定することを目的として、理事会審査研修委員会の定める審査基準に従って作品審査、記述審査、面接設問審査を行う。

- 2 作品審査は課題に従って申請者が自宅等で作成し持参提出した作品について、2名以上の審査委員による面接設問によって行う。提出された作品は、理由の如何に関わらず返却されないものとする。
- 3 記述審査は課題に関する記述を申請者に求め、理事会審査研修委員会で審査を行う。
- 4 面接設問審査は理事会審査研修委員会が提示した審査用作品を用い、2名以上の審査員による面接設問によって行う。
- 5 審査委員は理事会審査研修委員会の定める基準に従って、申請者が資格認定された場合の依頼者個人やその関係者への対応を含む社会的協力貢献への姿勢や認識、将来に渡る研修姿勢等についても設問審査を行う。

(認定正クリエイティブ・セラピスト審査申請資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、認定正クリエイティブ・セラピスト審査の申請資格を有するものとする。

- 1 認定クリエイティブ・セラピストの資格を取得した後、理事会審査研修委員会委員長の許可を受けた認定正クリエイティブ・セラピストが講師を担当する講座において、個人療法事例検討、集団療法事例検討、投影法心理アセスメントを含むクリエイティブ・

セラピー演習実習科目125時間以上を履修した者。

- 2 認定クリエイティブ・セラピストの資格を取得した後、理事会審査研修委員会委員長の許可を受けた認定正クリエイティブ・セラピストが講師を担当する講座において、助手としての実習を50時間以上経験し、個人療法事例検討、集団療法事例検討、投影法心理アセスメントを含むクリエイティブ・セラピー演習実習科目100時間以上を履修した者。
- 3 認定クリエイティブ・セラピストの資格を取得した後、理事会審査研修委員会委員長の認定を受けた教育、医療、更正、厚生、福祉、町会、自治会等の諸施設諸団体において、クリエイティブ・セラピーを用いたボランティア活動を50時間以上経験し、個人療法事例検討、集団療法事例検討、投影法心理アセスメントを含むクリエイティブ・セラピー演習実習科目100時間以上を履修した者。
- 4 理事会審査研修委員会において、前項までの者と同等とみなされた者。
- 5 第4項における理事会審査研修委員会において、前項までの者と同等とみなされた者の範囲については、同委員会において基準を定めその細則を管理する。

(認定正クリエイティブ・セラピスト推薦申請資格)

第4条 理事会審査研修委員会委員長を含む4名以上の同委員会委員により推薦された者は、推薦審査を申請することができる。推薦審査資格の要件については、同委員会において基準を定めその細則を管理する。

(審査の免除)

第5条 理事会審査研修委員会の推薦により認定される申請者については、第2条に定める作品審査、記述審査、面接設問審査の一部または全部を免除することができる。

- 2 前項により審査の一部または全部を免除する場合は、理事会審査研修委員会の定める基準に従い、同委員会委員長を含む4名以上の同委員会委員の同意を要件とする。

(審査の手続き)

第6条 審査を受けようとする者は、学会に対し、認定申請申込書に第3項で定める審査料を添えて申し込まなければならない。

- 2 理事会審査研修委員会の推薦により審査を受けようとする者は、学会に対し、推薦認定申請申込書によって申し込まなければならない。
- 3 審査料は、15,000円および消費税とする。
- 4 一旦納入された審査料は、理由の如何に関わらず返却されないものとする。

(審査の実施)

第7条 審査は、原則として毎年度2回、特定非営利活動法人 日本クリエイティブ・セラピスト学会（以下、学会という）が行う。

(理事会審査研修委員会)

第8条 審査の基準作成、細則制定、問題作成、執行管理および適否の評価判定は、理事会審査研修委員会が行う。

(審査の停止および認定の取り消し)

第9条 学会は、不正の手段により審査を受けようとし、若しくは受けた者に対して、その審査を受けることを停止し、または申請認定の取り消しを行うものとする。

- 2 前項の不正を行った者が、既に認定クリエイティブ・セラピスト証の交付を受けていた時は、

学会は、速やかに返還させるものとする。

(認定正クリエイティブ・セラピストの審査認定通知)

第 10 条 学会は、審査において「適」とされた者に、認定正クリエイティブ・セラピスト認定通知を行う。

(認定正クリエイティブ・セラピストの称号授与と登録)

第 11 条 認定正クリエイティブ・セラピストの審査認定通知を受けた者は、認定正クリエイティブ・セラピスト登録台帳への登録料、15,000円および消費税を納付することにより認定正クリエイティブ・セラピストの称号、登録証を授与されるものとする。

2 認定正クリエイティブ・セラピストは、5年毎更新の有期資格とし、以下の各号に挙げる更新要件を充たした者のみが、更新を認められるものとする。

A 更新手続きの時、学会の正会員である者。

B 更新を必要とする日までの5年の間に、学会発行の通信等でクリエイティブ・セラピーに関する発表を行った者。

C 更新を必要とする日までの5年の間に、理事会審査研修委員会委員長の許可を受けた認定正クリエイティブ・セラピストが講師を担当する講座において、助手としての実習を60時間以上経験した者。

D 更新を必要とする日までの5年の間に、日本心理臨床学会、日本カウンセリング学会、日本心理学会、日本色彩学会等、理事会審査研修委員会において認定された学術団体でクリエイティブ・セラピーに関する発表を行った者。

E 更新を必要とする日までの5年の間に、クリエイティブ・セラピーに関する出版を行った者。

F 更新を必要とする日までの5年の間に、学会主催、共催、協賛、または推薦するクリエイティブ・セラピー事例研修会等に、合計18時間以上参加した者。

3 認定正クリエイティブ・セラピストの更新料は、5,000円および消費税とする。

(認定正クリエイティブ・セラピストの責務)

第 11 条 認定正クリエイティブ・セラピストは、認定正クリエイティブ・セラピストとしての知識、能力の習熟を常に心がけ、積極的に講座・研修等に参加し、特に学会主催・共催または推薦講座には、3年の間に最低18時間以上の参加を目標に努めるものとする。

(認定正クリエイティブ・セラピスト登録の取り消し)

第 12 条 学会は、認定正クリエイティブ・セラピストが、犯罪行為その他認定正クリエイティブ・セラピストとしてふさわしくない行為をした場合は、登録を取り消すことができる。

(秘密の保持)

第 13 条 この規程に定める審査の業務に携わる者は、その業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。

(雑則)

第 14 条 この規程に定める業務を行う必要がある時は、細則を定めることができる。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、2012年4月8日から施行し、2012年4月8日から適用する。

第2条 学会設立以前よりクリエイティブ・セラピーを業務としていた者、および研究・研修を受け続けていた者からの申請を対象とする2015年3月31日迄の特例認定期間中の資格認定審査は、第4条から第8条迄の規程を援用する。